

週報みえぎよれん

★浜に身近な話題をお届けする関係者向けミニ情報誌★

編集・発行

JF 三重漁連指導部

TEL:059-228-1205

FAX:059-225-4511

本紙は三重漁連ホームページ (<http://www.miegyoren.or.jp/>) での閲覧を推奨します (PDF ファイル)。

漁業経営セーフティーネット事業 燃油対策の仕組みが一部変わります (平成 30 年度第 3 四半期より)

平成 30 年度第 3 四半期より、漁業経営セーフティーネット構築事業の燃油対策について、要件が一部変更された。この改定は、水産改革の推進施策の一つとして実施されたもので、急騰対策補填、通常対策（価格差補てん対策）のそれぞれに拡充事項がある。

主な拡充事項は、急騰対策補填における補填判定基準の改善である。従来は、当該四半期平均原油価格が直前、又は 1 年前同四半期の平均原油価格に比べて 20%以上上昇しているかどうかを判定基準に用いていたが、改定後はそれらに加え、2 年前同四半期の平均原油価格に比べて 40%以上上昇した場合にも補填が発動することとなり、判定基準が一つ増えたことで、補填が発動しやすくなるメリットがある。

また、同じく急騰対策補填における補填金単価の引き上げや、補填金単価の上限撤廃などのほか、自主積立の活用として、補填が発動した際に漁業者積立残額から一定の条件内で任意取崩しが可能となった。長年の積立で残額が大きくなっている加入者にとっては、取崩しを行

うことで現状負担の下支えが可能となる。

また、条件等は異なるものの、通常対策（価格差補填対策）においても、補填発動時の積立金取崩しが可能となった。

前記のとおり、当該内容は平成 30 年度第 3 四半期からの適用となるが、この新基準により、補填単価:4,290 円/kl、取崩し単価:1,430 円/kl で第 3 四半期の補填が発動している。

※これらの要件改正を受け、2 月 14 日に県内漁協の実務担当者を対象とした事業説明会を下記の通り開催します(主催:三重漁連)。当日はセーフティーネット事業の他、競争力強化型機器等導入事業の説明も行いますので、関係の方は是非ご参加くださいます様お願いいたします。

記

《日時》

平成 31 年 2 月 14 日 (木) 14:00~

《場所》

三重県水産会館 4 階会議室

《対象》

漁協実務担当者

《内容》

①14:00~14:40

機器等導入事業について

②14：40～15：10

セーフティネット事業について

③15：10～15：30

その他（質問等）

※欠席漁協へは、後日資料を送付します。

平成 30 年度シンポジウム
「里海保全の最前線」が開催されます
-2 月 23 日（土）・東京大学-



2 月 23 日（土）、東京大学大講堂（安田講堂）において、水産多面的機能発揮対策に関するシンポジウム「里海保全の最前線」が開催される。

水産多面的機能とは、安全で新鮮な水産物の供給をはじめ、藻場・干潟・河川の保全、監視活動や海難救助活動など、水産業・漁村が持つ様々な役割のことであるが、近年、漁村人口の減少や地球温暖化等の問題により、これらの役割を果たすことが困難となっている。そうした現状を打開しようと、国や地方公共団体の支援のもと、水産多面的機能発揮対策

事業を活用し、漁業者や市民によって構成された全国約 700 のグループが様々な活動を行っている。

同シンポジウムは、全国の先進的・効果的な取組を行うグループがこれまでの活動の成果や課題についての報告を行うことで、事業関係者間の情報共有や一般市民の理解増進を図ることを目的としたもので、全国漁業協同組合連合会、全国内水面漁業協同組合連合会が主催している。内容は、①講演会、②トークセッション、③活動報告の 3 部制となっており、参加には事前申し込みが必要。

※詳しくは、水産多面的機能発揮対策ウェブページ「www.hitoumi.jp」の“イベント情報”をご確認ください。

※また、本県より「[菅島地区藻場保全活動組織](#)」の藻場造成に関する取組事例がポスター展示される予定です。

【主な予定】

○2 月 8 日（金）

- ・ 第 5 回黒のり共販（松阪）
- ・ 三重県漁業者交流大会（津）

○2 月 12 日（火）

- ・ 水産政策の改革に係る説明会（津）

○2 月 14 日（木）

- ・ 機器導入、セーフティネット事業説明会（津）

○2 月 15 日（金）

- ・ 第 3 回青さのり共販（松阪）

本文の無断転載・転用等は固くお断りします。